

水道料金改定のお知らせ

平成31年5月（4月使用分）から基本料金と超過料金がそれぞれ10%増額改定されます。

用途	料金 基本水量	現行料金		改定料金		増額分	
		基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金
一般家庭用	5 m ³	1,173円	146円	1,290円	160円	117円	14円
営業用	10m ³	2,202円	189円	2,422円	207円	220円	18円
団体用	10m ³	2,202円	189円	2,422円	207円	220円	18円
工業用	10m ³	2,492円	218円	2,741円	239円	249円	21円
浴場営業用	10m ³	2,492円	218円	2,741円	239円	249円	21円
臨時用	10m ³	3,218円	218円	3,539円	239円	321円	21円

※超過料金は1 m³当たりの料金

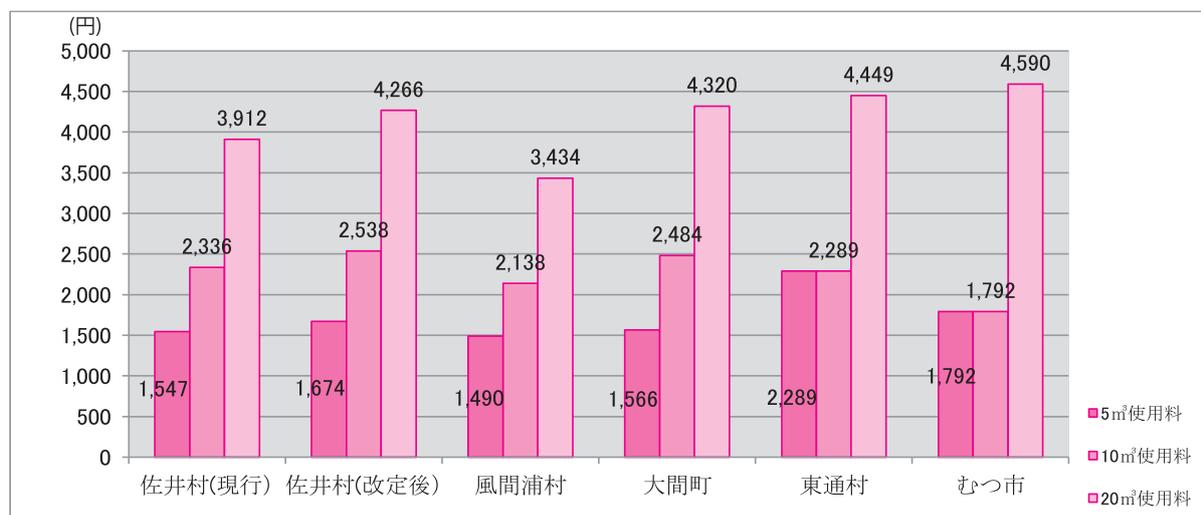
水道料金改定の背景

- ①現行の水道料金は、平成3年4月に消費税相当分（3%）と平成15年9月、平成18年3月、平成25年4月および平成28年5月に基本料金・超過料金ともに10%増額改定して現在に至っています。
- ②料金改定以来、業務の改善や経費節減に努めてきましたが、大幅な歳入不足が続いています。歳入不足は、人口減少による水道料金の減少と過去に実施した水道施設の建設費(借入金)の返済が未だ残っていることによるものです。
- ③水道会計は特別会計となっており、一般会計（民生費・土木費・教育費など）とは別になっています。このため、水道会計は独立採算および受益者負担が原則で、水道料金により経営しなければなりません。
- ④平成29年度で約4千万円の料金収入がありましたが、水道事業の運営および借入金の返済には料金収入だけでは足りませんので、一般会計から不足分を補ってもらっています。しかし、一般会計も厳しい財政状況にあります。
- ⑤10%増額改定しても、下北地域における佐井村の水道料金は下位に位置しています。
- ⑥このような状況から平成30年12月定例会議会で条例改正案が可決され、料金改定を実施することになりました。みなさんにはご負担をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

なお、今回の改定において下水道料金の変更はありません。

下北地域における水道料金の現状（口径20mm、一般家庭用の場合）

※水道料金 = [基本料金 + 超過料金(基本水量を超えた場合) + メーター使用料] × 消費税



【お問合せ】 産業建設課 建設・水道係 担当：竹内